



《会計・税務の知識》 特定口座制度の概要

はじめに

上場株式等を売却すると、原則として確定申告が必要となります。確定申告をする際には、上場株式等の売却について損益計算をしなければならないのですが、この計算を投資家に代わって証券会社が行うのが特定口座制度です。

今回は特定口座制度の概要や各口座のメリット・デメリットをご紹介します。

1. 特定口座とは

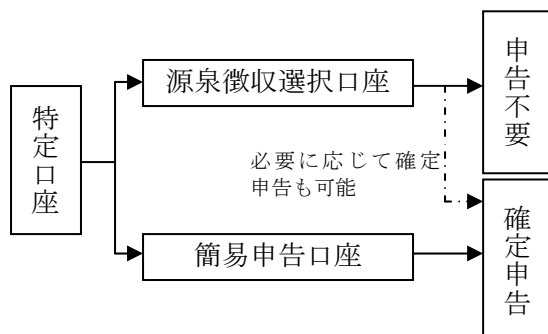
特定口座制度とは、上場株式等の譲渡損益について、証券会社が損益の計算を行い、「特定口座年間取引報告書」を交付する制度です。

「特定口座年間取引報告書」には、その投資家が特定口座を利用して行った1年間の売買の記録が記載されます。確定申告に必要な売却額だけでなく、売却した株式の取得費も記載されるため、投資家が取得費を計算するなどの煩雑な計算は必要なくなります。

2. 源泉徴収「あり」「なし」の選択

特定口座には、「源泉徴収あり」特定口座（源泉徴収選択口座）と「源泉徴収なし」特定口座（簡易申告口座）の2種類があります。

「源泉徴収あり」を選択すれば、証券会社が納税し、投資家が申告不要とすることができます。また、「源泉徴収あり」の特定口座でも、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算や、繰越控除を行う場合等には、必要に応じて確定申告することもできます。確定申告をする場合においても、特定口座であれば「特定口座年間取引報告書」を使用することとなり、煩雑な計算が不要となり、事務負担が軽減されます。



	源泉徴収選択口座	簡易申告口座
特徴	売却益について源泉徴収される	売却益について源泉徴収されない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社はその特定口座内の上場株式等の譲渡所得や配当所得の年間の損益を計算してくれる 確定申告をしなくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社はその特定口座内の上場株式等の譲渡所得や配当所得の年間の損益を計算してくれる 売却益が出ていても源泉徴収されないため、再投資できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 売却益が出ると税金が源泉徴収されるので、その分投資できる金額が減る 	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告が必要

源泉徴収のあり・なしの選択は、その特定口座で年の最初に上場株式等を売却するときまでにしなければならない点に留意が必要です。

3. 特定口座と一般口座の損益通算

特定口座と一般口座のように複数の口座を持っている場合、確定申告をすることにより、それぞれの口座の損益を通算することができます。

	損益	源泉徴収
A 証券会社（源泉徴収選択口座）	100万円の利益	20万円
B 証券会社（一般口座）	100万円の損失	ゼロ
合計	ゼロ	確定申告により20万円が還付

（※復興特別所得税は考慮していません）

おわりに

特定口座制度を上手く活用することで事務負担が軽減し、確定申告をスムーズに進めることが可能となりますが、各口座でメリット・デメリットもありますのでしっかり確認する必要があります。

（担当：坂本）